

# 前橋市高齢者施設等物価高騰対策支援金 質疑応答集

※『介護区分』の質疑応答集です

(令和8年3月2日現在)

NO.	詳細	質問	回答
支援金について			
1	支援内容	事業所の規模や利用者数に関わらず、一律10万円となっているのは何故か。	利用者数や面積、サービス種別等に応じて補助額を細かく設定した場合、算定根拠が複雑となり、事務負担が大きくなるとともに、支援金の交付までに時間を要することが想定されるため、事務負担をできる限り軽減し、緊急かつ包括的に支援をすることで、事業所の経営を下支えし、サービス提供体制の維持を図ることが目的です。
2	支援対象	群馬県の物価高騰対策支援給付金の給付金を受けたが、対象となるか。	「(群馬県)令和7年度医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給要綱」に定める給付金を交付されていても、今回の支援金も対象となります。 ※「医療・介護等支援パッケージ」と「重点支援地方交付金」の両方を実施することは可能であるため。
3	支援対象	令和7年度前橋市社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金の交付を受けたが、今回の物価高騰対策支援金も対象となるか。	別事業のため、今回の支援金も対象となります。
4	対象経費	利用者の食材料費、光熱水費等は本人の実費負担となっており、事業所の負担は変わっていないが、対象となるか。	今回の支援金の対象は、利用者の食材料費や光熱水費に限るものではありませんので申請できます。
5	対象経費	交付を受けた支援金は利用者の食材料費や光熱水費等に充てる必要があるか。	今回の支援金の対象は、利用者の食材料費や光熱水費に限るものではなく、その他事業所運営にかかる費用や災害用備蓄品の購入についても対象となりますが、今般の物価高騰により今後も利用者の負担増が見込まれる場合は、支援金分を考慮頂くことが望ましいです。
対象事業所等			

NO.	詳細	質問	回答
6	対象事業所	対象事業所、施設の基準日はいつか。	令和8年2月1日及び交付決定日に現存する事業所・施設で、実際に運営している事業所・施設とします。2月1日開所の事業所は含みますが、休止中の事業所は含みません。また、交付決定日までの間に休止・廃止届を提出した事業所も対象外となります。
7	対象事業所	同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービスを一体的に行っている場合は、どちらが優先か。	介護区分において申請してください。(重複申請はできません。) 例:訪問介護と居宅介護、共生型サービスなど
8	対象事業所	医療みなし指定を受けている事業者は対象となるか。	医療みなし※の対象である保健医療機関は対象となります。ただし、令和7年10月から12月までの間に1日以上介護報酬請求実績がない場合は対象外です。(※医療みなしとは、健康保険法に基づく保健医療機関・保険薬局として指定された者が、介護保険法に基づく医療系サービス事業者としても指定されたものとみなされることをいう。)
9	対象事業所	介護予防・日常生活支援総合事業は対象となるか。	指定を受けている場合は対象となります。介護サービスと介護予防サービスについて双方の指定を受けている場合は、1事業所として取り扱いますが、通所型サービスA・訪問型サービスAについては、別の事業所として取り扱います。
10	対象事業所	地域包括支援センターは対象となるか。	市町村から委託を受けている法人が運営する場合は対象となります。
11	対象事業所	養護老人ホームや軽費老人ホームは対象施設となるか。	対象となります。特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームは、特定施設入居者生活介護として申請してください。(養護老人ホームと特定施設入居者生活介護を重複して申請できません)
12	対象事業所	有料老人ホーム、介護付き有料老人ホームは対象施設となるか。	対象となります。特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホームは、特定施設入居者生活介護として申請してください。(有料老人ホームと特定施設入居者生活介護を重複して申請できません)
13	対象事業所	サービス種別が複数ある事業所の場合、それぞれの種別で申請できるか。	【介護区分】サービス種別ごとに申請できます。ただし、介護サービスと介護予防サービスの双方の指定を受けている場合は1事業所と取り扱います。(通所型サービスA・訪問型サービスAについては別の事業所として扱います)

NO.	詳細	質問	回答
申請手続き			
14	申請書	介護予防事業所のみ指定を受けているが、申請事業所一覧表の「サービス種別」のプルダウンメニューに当てはまる項目がない。どうしたらよいか。	介護予防サービス又は総合事業のみを行う事業所においては、対応する介護サービス種別を選択し、申請してください。 (例) 訪問型サービスのみ実施 → 「訪問介護」を選択 地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを実施 → 「居宅介護支援事業所」を選択
15	申請書(事業所番号)	軽費老人ホーム等は介護保険事業所番号がないため、入力できない。どうしたらよいか。	事業所番号が付与されていない軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、便宜上、以下のとおり番号(10桁)を入力してください。 ・「軽費老人ホーム」:2300000001 ・「有料老人ホーム」:2300000002 ・「サービス付き高齢者向け住宅」:2300000003
16	申請書	申請期間中、法人は何回でも申請できるか。	1法人につき1回までです。法人ごとに事業所を取りまとめして申請をしてください。万が一、振込後に事業所の申請漏れが分かった場合等は、所管課まで電話連絡をしてください。 介護区分:長寿包括ケア課(027-898-6152) 障害福祉区分:障害福祉課(027-220-5713)
17	申請書	同一法人で介護区分と障害福祉区分の両方の事業所を運営しているが、どのように申請したらよいか。	区分ごとに分けて申請してください。(提出先フォームが異なります。) ただし、同一の事業所で介護と障害福祉の両方の指定を受けている場合(共生型サービス等)は、介護区分で申請を行ってください。
18	受付確認	申請書の受付はどのように行うのか。	申請はLoGoフォームにて行ってください。申請にあたっては、要綱をご確認のうえ、申請マニュアルを参考にご入力ください。
19	受付確認	LoGoフォームの申請状況が「受付」のままいつまでも変わらないが、問題ないか。	申請時の自動メールが受信できているか、申請状況画面が確認できていれば、申請は届いているため問題ありません。

NO.	詳細	質問	回答
20	受付確認	申請内容に不備があった場合、いつ頃までに連絡があるか。	概ね2～3週間後までに連絡を行う予定ですが、申請件数により遅れることがあります。
21	交付決定	交付(不交付)決定の方法、振込時期はいつ頃か。	申請書受付後、審査を行い、交付決定通知書(様式第2号)又は不交付決定通知書(様式第3号)を、LoGoフォーム上で交付します(登録されているメールアドレスあてお知らせします)。交付決定した場合は、交付申請書に記載の口座に申請額を振り込みます。振込は、申請日の翌々月の月末までに振込予定です。
22	証拠書類	証拠書類はどのようなものを揃えておけばよいか。	<p>支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内へ保管(5年間)してください。(申請書に②の添付は必要ありません)</p> <p>①交付申請書兼誓約書の写し(申請後、電子ファイルとして返送します)</p> <p>②収入及び支出の関係を示す書類(決算書類等)</p>
23	振込先口座	申請者(法人代表者)と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どうしたらよいか。	申請者と口座名義は一致(法人名のみ名義は可)する必要があります。やむを得ず異なる口座への振込を希望する場合は委任状を作成し、フォームに添付してください。
24	振込先口座	口座名義(カナ)を入力する際に、注意することは何か。	<p>口座名義(カナ)については、通帳を確認しながら、通帳に記載されている名義を半角カタカナで入力してください。これを満たさない入力の場合は、支払い不能となります。</p> <p>また、法人区分はカッコ付きの略語を使用してください。</p> <p>例:社会福祉法人→フク) 株式会社→カ)</p> <p>※代表者の職・名以降は省略してください</p>
25	振込先口座	振込口座は事業所ごとに分ける事は可能か。	振込口座は各法人につき、1つのみとなります。

NO.	詳細	質問	回答
26	委任状	委任状に押印は必要か。	押印は不要です。
27	申請方法	持参、郵送、FAX、インターネットメールでの申請はできないか。	より適正かつ迅速に交付を行うため、申請はLoGoフォームのみとします。 システムの不具合等により、LoGoフォームが使用できない場合はメールにてご相談ください。
28	変更・取下	申請を完了したが、変更又は取下げをしたい。	「受付」の状態であれば取下げ可能です。 「確認中」等になり、修正・取下げできない場合は、問い合わせフォームより、修正内容又は取下げ理由を記載してご連絡ください。
29	問い合わせ	事業内容や申請について問い合わせたい	問い合わせは全て問い合わせフォームより受け付けています。 申請マニュアルに記載のQRコード又はホームページに記載のURLより入力をお願いします。
30	申請方法	LoGoフォームへメールアドレスを送信してもメールが届かない	メールが届かない場合は、入力したアドレスが誤っていないか、迷惑メールフィルターで排除されていないか確認してください。(no-reply@logoform.jpからのメールが受信できるようにしてください。)